

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
ふるさと納税サイト 「楽天ふるさと納税」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都世田谷区玉川一丁目 十四番一号 楽天グループ株式会社 代表取締役会長兼社長 木谷 浩史	令和七年十月二十日から令和八年三月三十一日まで
二 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和七年十月二十日 三 委託をした日 令和七年九月三十日		

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年十月二十日

三 委託をした日

令和七年九月三十日